

東京薬科大学東薬会奨学金貸与規程

昭和47年9月19日 制定

改正 昭和49年1月21日 昭和51年9月18日 昭和53年11月22日
昭和56年11月19日 平成6年2月21日 平成17年12月10日
平成19年12月9日 平成21年4月26日

(目的)

第1条 この規程は、東京薬科大学（以下母校と称する。）学部在学者に奨学金を貸与し、勉学を援助、人材の育成に資するを目的とする。

(貸与の資格)

第2条 奨学金の貸与を受けることのできる奨学生は、次の各号に該当していなければならない。

(1) 母校学部に2年以上在学し、成績優秀、心身健全で、経済的事由及び不測事態により、奨学金の貸与を求める者であること。

(貸与の金額)

第3条 奨学金の貸与金額は、年額30万円を上限とする。

(貸与の申請)

第4条 奨学金を希望する者は、奨学生願書を母校学長を通じ、東薬会長に提出しなければならない。

(但し、3年次より最短修業年限を対象とする。)

(奨学生の定数)

第5条 奨学金の定数は若干名とする。

(連帯保証人)

第6条 奨学生となる者は、次の各号に該当する連帯保証人1名を要する。

(1) 独立の生計を営んでいること。

(2) 本人と連帯して同一の責任を負う者であり、長年の親族もしくはこれに代わる者。

(誓約書)

第7条 奨学生として採用された者は、本人及び連帯保証人と連署のうえ、誓約書を東薬会長あてに提出しなければならない。

(貸与の停止)

第8条 東薬会長は、母校学長より奨学生が次の各号の一に該当する旨申し出のあったとき奨学金の貸与を停止することができる。

(1) 第1条の目的を達成する見込がないと認められたとき。

(2) 第2条の各号に定める要件を欠いたとき。

(償還方法)

第9条 奨学金は、貸与期間終了の月の翌月から起算して、6ヶ月を経過した後、貸与期間月数の4倍以内であって、かつ、10年以内に年賦、半年賦又は月賦で東薬会長の定めるところに従い、償還しなければならない。

2 前条の規程により在学中に貸与の停止を受けた者は、東薬会長の指示によって償還するものとする。

3 学部在学中、本会奨学金の貸与を受け、更に母校大学院修士、博士課程に進学した場合、その在学期間中は奨学金の返還を猶予することができる。この場合、償還猶予願を東薬会長に提出しなければならない。

(利息)

第10条 奨学金の貸与は、無利子とする。

2 奨学金の償還を正当な事由がなく怠ったときは年14.6パーセントの割合をもって違約金を徴収する。

(細則)

第11条 この規程の実施については、奨学金貸与規程施行規則による。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、役員会において、出席理事の3分の2以上の賛成がなければならない。

附 則

この規則は、平成21年4月26日から施行する。

東京薬科大学東薬会奨学金貸与規程施行細則

昭和47年 4月1日制定

改正 昭和51年9月18日 平成17年12月10日
平成19年1月10日 平成19年12月9日

第1条 奨学生は、母校学長の推薦に基づき、東京薬科大学東薬会奨学生選考委員会の議を経て、役員会にはかり、東薬会長が決定する。

2 前項における奨学生の審査に当たり、経済的事由に重きを置き決定する。

第2条 奨学生として採用を決定したときは、東薬会長は母校学長、本人及び連帯保証人に通知する。

第3条 奨学生が次の各号の一に該当したときは、保証人と連署捺印のうえ、それぞれの印鑑証明を添付した借用書を東薬会長あてに提出しなければならない。

- (1) 貸与期間の終了
- (2) 退学
- (3) 奨学金の辞退
- (4) 奨学金の廃止

第4条 奨学金は、特別の事情がない限り、毎年授業料納入時に交付する。交付場所は東薬会事務所とする。

第5条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、直ちに東薬会長に届け出なければならない。

- (1) 本人、連帯保証人の氏名、住所、職業の変更
- (2) 連帯保証人の変更
- (3) 休学又は退学

第6条 借用総額及び償還方法については、償還開始日以前に本人及び連帯保証人に通知する。

附則

この細則は平成20年2月13日から施行する。